

上野税理士法人 KAIGO ニュース

企画・発行 上野税理士法人

〒108-0074 東京都港区高輪2-6-21 TEL 03-6450-2173
FAX 03-6450-2174



E-mail: info@care-mas.com



セミナー
情報

1/16(月)「今後どうなる？最新情報をいち早く！激動の介護報酬改正の対策セミナー」

講師：小濱 道博氏 (小濱介護経営事務所 代表)

会場：港区立商工会館 第一会議室 資料代：お一人 3,000 円

詳しくは、info@care-mas.com まで

政府は21日、2012年度診療報酬改定・介護報酬改定について以下の発表を行った。全文は以下の通り。(診療報酬改定部分は省略)

診療報酬・介護報酬改定等について

平成24年度の診療報酬・介護報酬の同時改定は、「社会保障・税一体改革成案」の確実な実現に向けた最初の第一歩であり、「2025年のあるべき医療・介護の姿」を念頭に置いて、以下の取組を行う。

(1. 診療報酬改定 - 省略)

2. 介護報酬改定等

平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、以下の改定率とする。

介護報酬改定

改定率 +1.2%
在宅 +1.0%
施設 +0.2%

(改定の方向)

- ・ 介護サービス提供の効率化・重点化と機能強化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る。
- ・ 24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスや、リハビリテーションなど自立支援型サービスの強化を図る。
- ・ 介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から、効率化・重点化する方向で見直しを行う。
- ・ 介護職員の処遇改善については、これを確実に行うため、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講じることとする。

なお、介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の

処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とする。

改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

(厚生労働省 報道発表資料より)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yvtf.html>

介護報酬改定はプラス1.2%。

この内訳は在宅 1.0%、施設 0.2%で、在宅が高いのは、24時間定期巡回サービスの分となる。

プラス1.2%の改定の内訳は、介護職員処遇改善交付金の組み入れでプラス2%。

実質マイナス0.8%の厳しい査定だ。

特に通所介護が厳しいようだ。

今後は、1月25日に予定される改定率を踏まえた新介護報酬単価と加算・減算の提示。

2月中旬の担当課長会議での公表と厚生省令37号等の新基準の提示。

3月中旬の解釈通知の提示、4月以降のQ & Aの提示となる。

改定介護報酬の改定率の解説などは、セミナーにて行いますので、是非ご参加ください。

詳しくはお気軽にお問い合わせください。

info@care-mas.com